

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を 改正する法律案の概要

イーター国際核融合エネルギー機構設立協定(イーター協定)及び日・欧州原子力
共同体核融合エネルギー協定(核融合の将来への幅広いアプローチ協定)に基づく
我が国の義務の履行を確保するため、所要の改正を行う。

1. 概要

イーター協定(日・欧・米・露・中・韓・印)

- ・イーター計画の実施主体となるイーター機構を設立、参加極の貢献義務等を規定
- ・参加極は、国内機関を通じ、貢献(イーター機構への人員派遣に関すること、イーターの機器の製作)を実施

核融合の将来への幅広いアプローチ協定(日・欧)

- ・核融合の将来への幅広いアプローチの実施枠組、日欧の貢献義務等を規定
- ・日・欧は、実施機関を通じ、貢献(研究実施のための人員派遣に関すること、研究機器の製作等)を実施



(独)日本原子力研究開発機構を国内機関(実施機関)とするため、

○国際約束の履行に必要な場合の主務大臣の要求

○上記要求に対する応諾義務

を、独立行政法人日本原子力研究開発機構法に規定

2. 施行期日

イーター協定又は核融合の将来への幅広いアプローチ協定の発効日のうち、
いずれか早い日